



和歌山市で2泊3日以上のお試し体験

トライアル和歌山市 活動費支援金

交付申請期限
令和9年2月12日（金）

交通費・宿泊費・施設利用料として

3泊4日以上活動

1人につき

最大 **30,000** 円

2泊3日活動

1人につき

最大 **20,000** 円

※実支出額の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て）
詳しくは裏面をご覧ください。

支援対象活動

個人



お試し居住施設の利用による
居住体験



和歌山市内で出店することを
目的にお試し出店



和歌山市内事業所で就業体験



市立小学校・中学校でのトライアルスク
ール（住所を変更せずに転校）を主とする
学校体験

企業



企業構成員に和歌山市で
ワークショップをさせる活動

申請のお手続きや制度の詳細は、裏面または和歌山市
の移住定住支援サイトをご確認ください。

お問い合わせ

和歌山市シティプロモーション課

TEL 073-435-1013

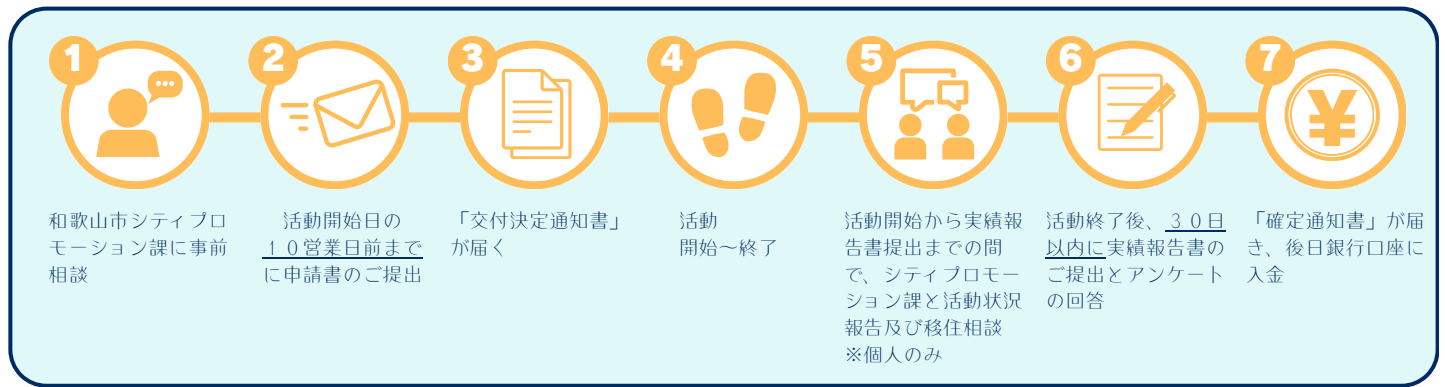
E-MAIL citypro@city.wakayama.lg.jp

和歌山市
移住定住支援サイト

詳細・申請書等の
ダウンロードはこちら



手続きの流れ



対象経費・支援金の額

支援対象経費は、支援対象活動の実施に直接必要な経費で、居住地から和歌山市内までの交通費、宿泊費及び施設利用料とします。
 ※「交通費」は、ご自宅から市内滞在施設までの公共交通機関のご利用費用（経済的かつ合理的な経路）を指します。
 ※「施設利用料」の対象施設は、市内コワーキングスペース等就業に係る施設を指します。
 ※実績報告時には、領収書や電子マネーの利用履歴等のご提出が必要です。

⚠ 対象外となる経費の例

- ・ 市内周遊等を目的とした交通費（ご自宅から市内滞在施設までの往復分を除く）
- ・ 自家用車の使用やレンタカー、カーシェア等の利用料金
- ・ 対象の活動ができなかった場合の宿泊費
- ・ 観光関連施設や宿泊施設のオプションサービス等の利用料金
- ・ 本活動の目的外の費用や申請時に予定していなかった費用

支援対象活動の内容	支援金の額（3泊4日以上）	支援金の額（2泊3日）
和歌山市内事業所で就業体験を行う場合 和歌山市内で出店することを目的にお試しで店舗出店する場合	30,000円	20,000円
トライアルスクールを主とする学校体験を行う場合	30,000円 保護者が同行する場合、活動を実施する子とは別に、保護者(上限2人/60,000円まで)を加算	20,000円 保護者が同行する場合、活動を実施する子とは別に、保護者(上限2人/40,000円まで)を加算
お試し居住施設を利用する場合	30,000円 同一世帯員がある場合は、30,000円に同一世帯員数を乗じて得た額を加算	20,000円 同一世帯員がある場合は、20,000円に同一世帯員数を乗じて得た額を加算
企業によるワーケーション（企業）	30,000円(上限5人/150,000円)	20,000円(上限5人/100,000円)

※支援対象活動を1人につき2以上行う場合は、それぞれの活動ごとの支援金の額を合算し、算出します。

支援対象者

個人

次の1～5のすべてに該当する者としてします。

1. 申請日に和歌山県内に居住していないこと。
2. 和歌山市への移住を検討しており、移住した場合には就業・起業の意思があること。
3. 2泊3日以上和歌山市に滞在すること。
4. 次に掲げる活動のいずれかを実施すること。
 - ・ 本市企業または個人事業主の元で行う就業体験（インターンシップ等、労働の対価を伴わないもの）
 - ・ 本市に出店することを目的に、一時的に店舗を出店する
 - ・ 市立小学校・中学校でのトライアルスクール(住所を変更せずに転校を行う)を主とする学校体験
 - ・ お試し居住施設を利用し居住体験を行う。
5. 下記の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 和歌山市暴力団排除条例(平成23年条例第28号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
 - ・ 前号に定める活動に対して、この要綱による支援金以外に市からの補助金等の交付を受けている者又は受ける予定がある者

企業

次の1、2のいずれかに該当しかつ、3及び4に該当するものとします。

1. 本店又は主たる事務所、支店、営業所等の企業活動の拠点が和歌山県内にない。
2. 市内に支店又は営業所がある場合は、滞在中に市内の支店又は営業所で主たる業務を行わないこと。
3. 企業の構成員に本市の区域内でワーケーションを実施させ、連続して2泊3日以上、和歌山市に滞在すること。
4. 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ・ 破産手続開始の決定を受けた者(復権を受けた個人を除く)
 - ・ 前号に定める活動に対して、この要綱による支援金以外の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定がある者消費税、所得税又は法人税について滞納がある者
 - ・ 消費税、所得税又は法人税について滞納がある者
 - ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)があった者には同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者には同法の規定による再生計画認可の決定を受けていない者